

田川地区清掃施設組合道路、水面及びこれに附属する土地の占用条例

昭和 61 年 12 月 23 日

条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、田川地区清掃施設組合(以下「組合」という。)の道路、水面及びこれに附属する土地の占用(以下「占用」という。)に関し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 225 条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 占用に関しては、この条例に定めるものを除くほか、田川市道路、水面及びこれに附属する土地の占用条例(昭和 30 年田川市条例第 10 号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。